

市立福知山市民病院障害者活躍推進計画

機関名	市立福知山市民病院
任命権者	福知山市病院事業管理者 阪上 順一
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
障害者雇用に関する課題	市立福知山市民病院においては、令和6年6月1日時点で法定雇用率が未達成であった。 計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指す。
目標	
①採用に関する目標	6月1日時点での法定雇用率を達成すること ※令和6年6月1日時点の実雇用率2.26%（法定雇用率2.80%） （評価方法）毎年任免状況通報により把握
②定着に関する目標	障害のある職員の不本意な離職を生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として事務部総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障害者からの職務に関する相談等には随時対応し、適切な職務上の措置を行う。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害のある職員を新規に雇用する際は、本人の能力や希望を踏まえ担当する職務を選定する。 ○現に勤務する障害のある職員の職務について、本人や所属部署職員と定期的に面談を行い適性を確認し、必要に応じて配置転換や新たな職務の創出を図る。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○公共職業安定所や高等技術専門学校等におけるプログラムの一環として行われるインターシップや職場実習の受け入れを積極的に行う。 ○採用選考に当たり、応募者からの要望を踏まえて障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○要勤務日数や時間数において、短時間勤務や時差出勤など障害の特性に応じた柔軟な勤務形態を設定し、本人の状況に合わせて適宜見直しを行う。 ○キャリア形成においては、本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。 ○状況把握や体調管理のための面談を障害のある職員や所属部署職員と定期的または随時実施し、必要な配慮等を把握して、継続的に適切な措置を講じる。 ○必要に応じて、公共職業安定所や障害のある職員が利用する支援機関等と障害特性等について情報共有を行い、就業面や生活面で適切な支援や配慮を講じる。